

●香川県告示第292号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立承認の出願があった。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び高松市河港課において令和3年7月6日から令和3年7月27日まで公衆の縦覧に供する。

令和3年7月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 出願年月日

令和3年6月25日

2 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

国土交通省四国地方整備局

高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局長 丹羽 克彦

高松市番町4丁目15番18号

3 埋立区域

(1) 位置

高松市朝日町5丁目560番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ昭和43年12月27日付け40港収第40号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.50メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 高松市朝日町4丁目496番15の国土地理院朝日南四等三角点（北緯34度21分07秒4043、東経134度04分10秒1961、以下「基点」という。）から50度30分15秒、528.37メートルの地点

②の地点 ①の地点から354度23分13秒 29.48メートルの地点

③の地点 ②の地点から86度23分13秒 10.33メートルの地点

④の地点 ③の地点から176度23分13秒 13.36メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から86度23分13秒 13.70メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から356度23分13秒 13.36メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から86度23分13秒 5.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から176度23分13秒 26.65メートルの地点

(3) 面積

614.99平方メートル

4 埋立に関する工事の施工区域

(1) 位置

高松市朝日町5丁目560番、536番及び584番の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基点から47度29分13秒 484.82メートルの地点

②の地点 ①の地点から354度23分13秒 135.73メートルの地点

⊙の地点 ⊙の地点から86度23分13秒 114.46メートルの地点
⊙の地点 ⊙の地点から184度20分30秒 72.88メートルの地点
⊙の地点 ⊙の地点から94度35分12秒 15.52メートルの地点
⊙の地点 ⊙の地点から184度20分13秒 76.65メートルの地点

(3) 面積

15,676.71平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地